

(仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務受託者
選定プロポーザル参加表明書等作成要領

1 基本事項

本プロポーザルは、設計業務における基本的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に、犬山市児童福祉施設等整備検討委員会での意見を設計内容に反映させていくため、提案された内容すべてが設計等の条件になるものではない。

2 記入要領及び注意事項

(1) 同種・類似業務実績について（様式B、C、D）

①同種・類似業務実績とは、平成23年4月以降に竣工した同種・類似施設について受託した実施設計業務とする。ただし、増築については増築部分の床面積が施設の延べ面積の過半となる場合に限る。

②同種施設とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園のことをいう。

③類似施設とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二（七）教育施設、（十一）福祉・厚生施設の保育園、幼稚園以外のことをいう。

④過去において同種又は類似施設の実績について、同種施設の実績を優先するものとする。様式Bについては10件、様式Cについては3件を記入する。件数に満たない場合は、実績のある同種又は類似施設のみを記入し、他は空欄とする。

⑤記載した業務については契約書（表紙のみでよい）の写しを提出すること。

⑥記載した受賞歴については賞状や掲載された雑誌等の写しを提出すること。

(2) 技術提案書について（様式F）

①枚数は、全体でA3用紙2枚（片面）以内とする。業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。

②提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字は読みやすい文字で10ポイント以上とする。

③視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。

※参考資料「技術提案における許容される表現と許容されない表現の具体例」を参照すること。

④提案の評価は、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

⑤説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

※技術提案において、許容されない視覚的表現があった場合は、事務局で識別できないよう該当箇所を黒塗りする等の加工を行い、審査に回る。

- ⑥本プロポーザル（技術提案）におけるコンセプトは次の3つとする。提案にあたっては参考資料「(仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園整備事業基本計画」及び「説明会で出された質問・意見とその対応について」をよく確認し、予定地の周辺農地や道路事情も踏まえて作成すること。

ア 遊びを通しての多様な体験機会の確保

イ 自然と共に生きていく環境

ウ 明るく快適な暮らし空間

3 その他

- (1) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とする。
- (2) 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (3) 技術提案書の取扱い
 - ①提出された技術提案書を市の了解なく、使用してはならない。
 - ②提出された技術提案書は、特定の作業に必要な場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に技術提案書及び複製は破棄する。
 - ③提出された技術提案書及びその複製は、上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 技術提案書の作成のために市より受領した資料は、了解なく公表、使用してはならない。